

議員提出議案第1号

日進市議会基本条例の一部改正について

日進市議会基本条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年9月7日提出

提出者	日進市議会議員	島村	きよみ
〃	日進市議会議員	中川	東海
〃	日進市議会議員	福安	淳也
〃	日進市議会議員	渡邊	明子
〃	日進市議会議員	白井	えり子

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市議会基本条例が施行から7年経過し、その内容の見直しを行ったことに伴い、日進市議会基本条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

反問の実施、議決事件の追加、政務活動費の執行及び公開など、市議会の運営及び議員に係る基本事項を改正する。

日進市議会基本条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条 例 第 号

日進市議会基本条例(平成23年日進市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 市議会と行政の関係(第8条—<u>第11条</u>)</p> <p>第5章 委員会の活動(<u>第12条</u>)</p> <p>第6章 政務活動費(<u>第13条</u>)</p> <p>第7章 市議会及び議会事務局の体制<u>強化</u>(<u>第14条—第16条</u>)</p> <p>第8章 議員の身分、待遇及び政治倫理(<u>第17条・第18条</u>)</p> <p>第9章 条例の位置付け、遵守及び見直し(<u>第19条—第21条</u>)</p> <p>(市議会の活動原則)</p> <p>第2条 市議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた<u>分かりやすい</u>市議会を目指すこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 執行機関の<u>監視及び評価</u>を誠実に行うこと。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 市民の公益に関する事件につき、関係機関に<u>意見書の提出等</u>を行うこと。</p> <p>(6) <u>不断に研さんを積み、議会機能の強化に努めるとともに絶えず議会改革に取り組むこと。</u></p> <p>(議員の活動原則)</p> <p>第3条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 市議会と行政の関係(第8条—<u>第10条</u>)</p> <p>第5章 委員会の活動(<u>第11条</u>)</p> <p>第6章 政務活動費(<u>第12条</u>)</p> <p>第7章 市議会及び議会事務局の体制<u>整備</u>(<u>第13条—第15条</u>)</p> <p>第8章 議員の身分、待遇及び政治倫理(<u>第16条・第17条</u>)</p> <p>第9章 条例の位置付け、遵守及び見直し(<u>第18条—第20条</u>)</p> <p>(市議会の活動原則)</p> <p>第2条 市議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた市議会を目指すこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。</u></p> <p>(4) 執行機関の<u>監視と評価</u>を誠実に行うこと。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 市民の公益に関する事件につき、関係機関に<u>意見書等を提出すること。</u></p> <p>(議員の活動原則)</p> <p>第3条 略</p>

(市民に開かれた議会)

第5条 略

- 2 市議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)並びに全員協議会を原則として公開とする。
- 3 市議会は、委員会の運営に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第5項において準用する第115条の2の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を市議会の討議に反映させるものとする。
- 4 請願審査において必要があると認める場合は、請願提案者の説明及び意見を聴くものとする。

(市議会広報広聴の充実)

第6条 略

- 2 市議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な手段を活用することにより、多くの市民が市議会と市政に関心を持つよう市議会の広報広聴活動に努めるものとする。

(議員と市長等の関係)

第8条 議会審議において、議員と市長等及びその職員は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 略
- (2) 議長から本会議及び委員会へ出席を要求された市長等及びその職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点及び争点を明確にするため反問することができる。
- (3) 前号の規定に基づく反問の実施に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 市議会は、市長が提案する政策について、議会審議において論点となる情報を形成し、その政策水準を高めることに役立て

- 2 議員は、市の財政援助団体の代表及び代表に準ずる役職に就任することはできない。

(市民との関係)

第5条 略

- 2 市議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)を原則として公開とする。
- 3 市議会は、委員会の運営に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第5項の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を市議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(市議会広報の充実)

第6条 略

- 2 市議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が市議会と市政に関心を持つよう市議会の広報活動に努めるものとする。

(議員と市長等の関係)

第8条 議会審議において、議員と市長等及びその職員は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 略
- (2) 議長から本会議及び委員会へ出席を要求された市長等及びその職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員に対して反問することができる。
- (3) 前号の規定による反問は、質疑又は質問の論点整理に限るものとする。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 市議会は、市長が提案する政策について、議会審議において論点となる情報を形成し、その政策水準を高めることに役立て

るため、市長に対し、分かりやすい説明資料等の提出を求めることができる。

(議決事件の追加等)

第11条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件の追加を検討するものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

(委員会の活動原則)

第12条 委員会は、審査経過や内容を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、委員相互の自由討議を活発に行い、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めるものとする。

(政務活動費の執行及び公開)

第13条 略

2 市議会は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対して説明責任を果たすため、収支報告書等を公表する。

3 略

第7章 市議会及び議会事務局の体制強化

(議員研修の充実)

第14条 略

2 市議会は、議員研修の充実に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との議員研修会を開催することができる。

(議会図書室)

第15条 略

(議会事務局の体制強化)

第16条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議員定数)

るため、市長に対し、必要な説明資料等の提出を求めることができる。

第11条 委員会は、審査に当たって、資料等を積極的に公開しながら、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

(政務活動費の執行)

第12条 略

2 略

第7章 市議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第13条 略

2 市議会は、議員研修の充実に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との議員研修会を開催することができるものとする。

(議会図書室)

第14条 略

(議会事務局の体制強化)

第15条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び立法機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議員定数)

第17条 略

(議員の政治倫理)

第18条 略

(条例の位置付け)

第19条 この条例は、市議会運営における最高規範であり、市議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(条例の遵守)

第20条 略

(条例の見直し)

第21条 略

附 則

(経過措置)

2 日進市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年日進市条例第1号)及び日進市議会議員政治倫理条例(平成19年日進市条例第22号)は、第13条第3項及び第18条第2項の規定にかかわらず、それぞれ同条同項の規定により定められた条例とみなす。

第16条 略

(議員の政治倫理)

第17条 略

(条例の位置付け)

第18条 この条例は、市議会運営における基本的事項を定める条例であり、市議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(条例の遵守)

第19条 略

(条例の見直し)

第20条 略

附 則

(経過措置)

2 日進市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年日進市条例第1号)及び日進市議会議員政治倫理条例(平成19年日進市条例第22号)は、第12条第2項及び第17条第2項の規定にかかわらず、それぞれ同条同項の規定により定められた条例とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。